

公 告

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（測量・設計検討等）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成27年 1月26日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 加藤 仁志

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間（河川、砂防、道路）において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に応急対策を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

(2) 業務実施場所

大隅河川国道事務所直轄河川・砂防・道路事業を施行する区域とする。

(3) 協定期間 平成27年 4月 1日（予定） ～ 平成28年 3月31日

(4) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者（河川・砂防：10社程度、道路：10社程度）を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務、又は測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務、又は測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成27年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者）については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般

競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

- (3) 技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成16年度～平成26年度に完了した業務において、鹿児島県内における国・県・市町村が発注した河川・砂防又は道路事業に関する、土木関係建設コンサルタント業務又は測量業務の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は大隅河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。
- (6) 鹿児島県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による）を有していること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、上記2.（7）に在勤であること。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3ヵ月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のア) 又はイ) の資格を保有すること。
 - ア) 技術士（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）、又はRCCM（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）を有する者が1名以上。
 - イ) 測量士3名以上、かつ測量士と測量士補の総計が5名以上。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1（電話 0994-65-2997）
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課
担当：道路管理課長（内線431）
管理係長（内線432）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成27年 1月26日（月）から平成27年 2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

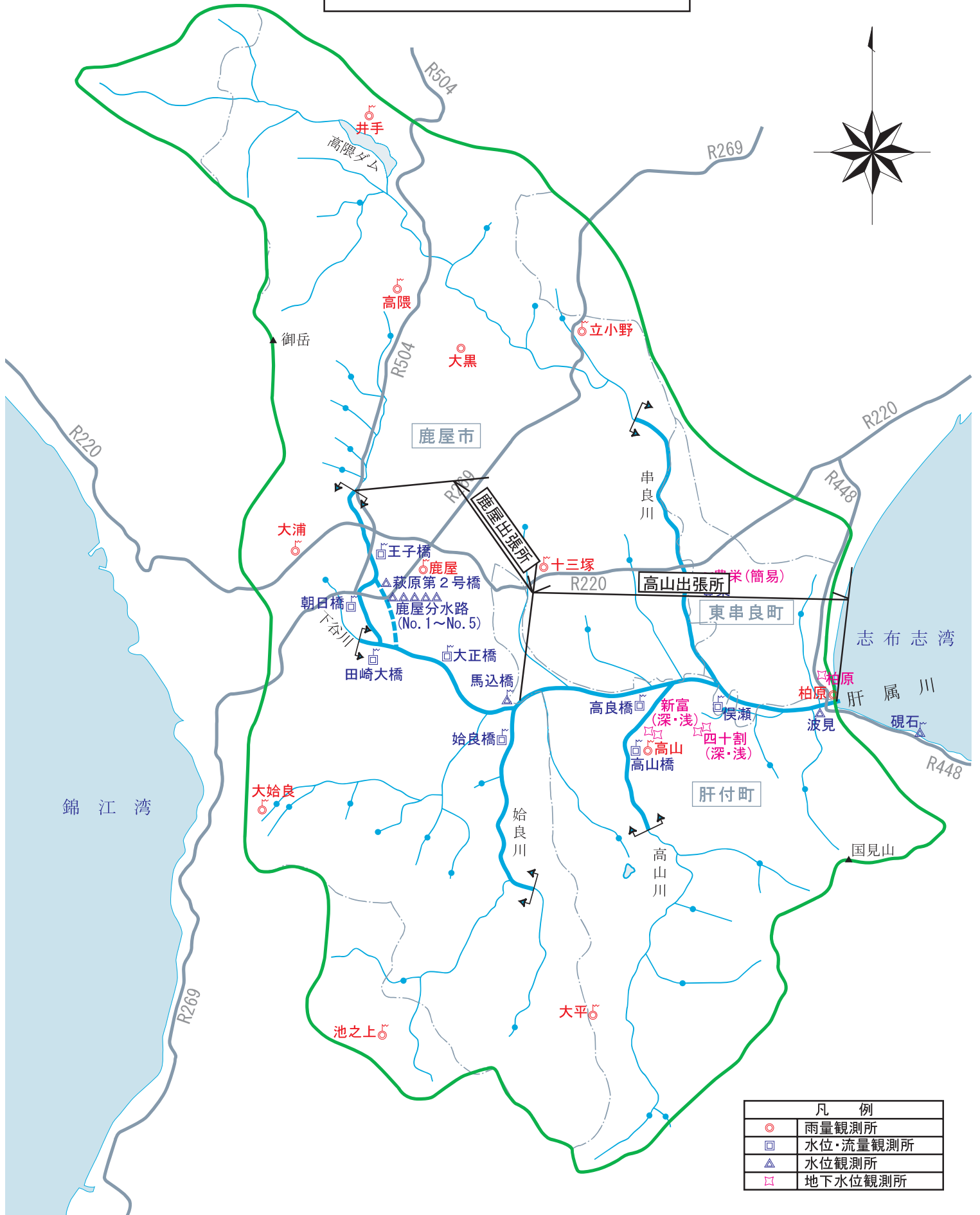
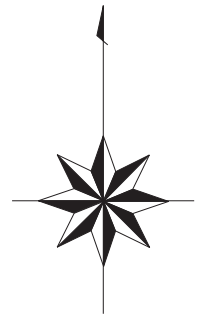
- ① 提出期間 : 平成27年 1月26日(月)から平成27年 2月20日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記4.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

流域図

別図-1



凡 例	
○	雨量観測所
□	水位・流量観測所
△	水位観測所
□	地下水位観測所

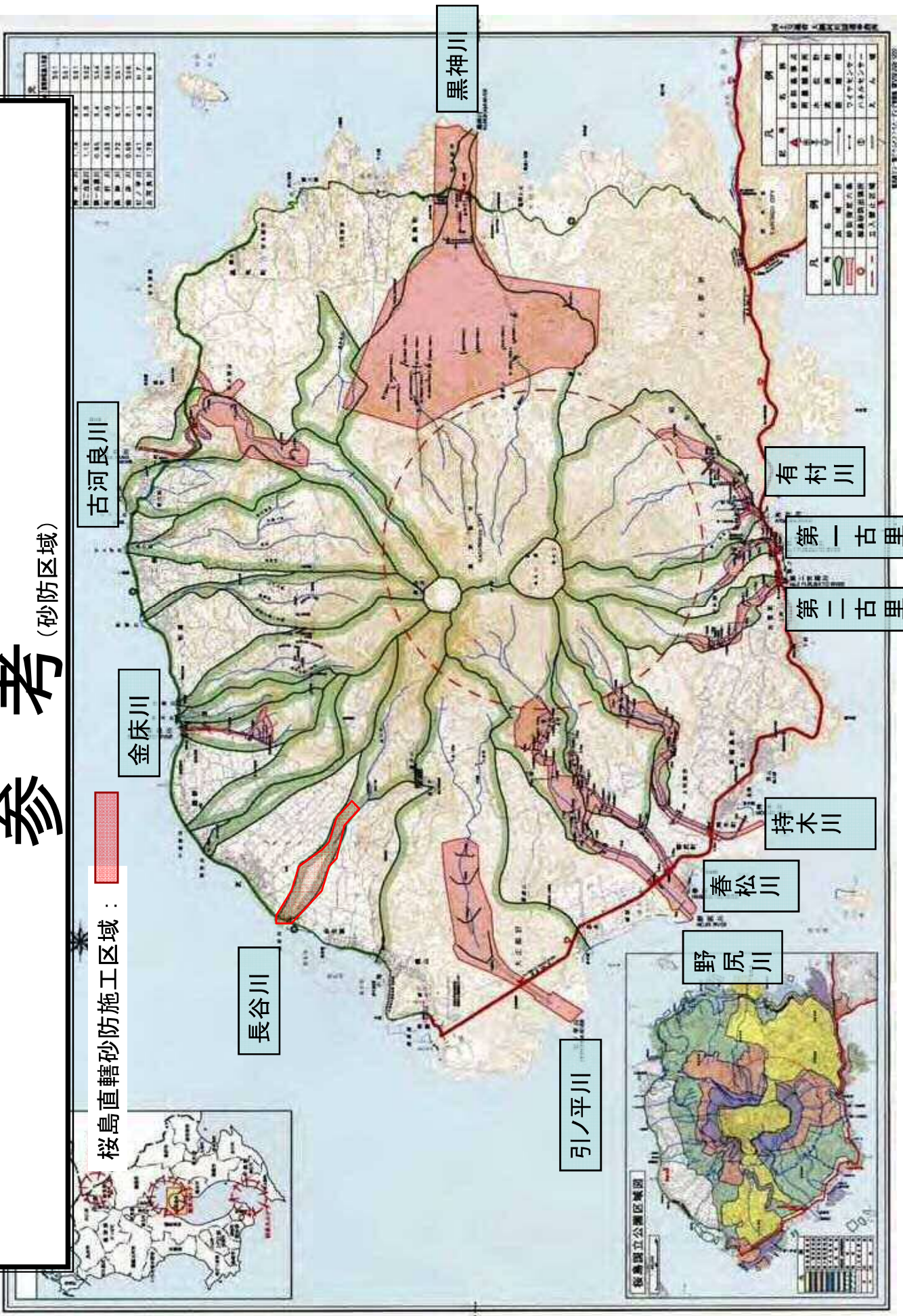
参考

(砂防区域)

桜島直轄砂防施工区域：



区	面積	人口	人口密度
第一区	1,112	3,511	3.1
第二区	1,112	3,511	3.1
第三区	1,112	3,511	3.1
第四区	1,112	3,511	3.1
第五区	1,112	3,511	3.1
第六区	1,112	3,511	3.1
第七区	1,112	3,511	3.1
第八区	1,112	3,511	3.1
第九区	1,112	3,511	3.1
第十区	1,112	3,511	3.1
第十一区	1,112	3,511	3.1
第十二区	1,112	3,511	3.1
第十三区	1,112	3,511	3.1
第十四区	1,112	3,511	3.1
第十五区	1,112	3,511	3.1
第十六区	1,112	3,511	3.1
第十七区	1,112	3,511	3.1
第十八区	1,112	3,511	3.1
第十九区	1,112	3,511	3.1
第二十区	1,112	3,511	3.1



凡例

記号	説明
●	支庁界
○	市界
○	町界
○	村界
○	支庁界
○	市界
○	町界
○	村界
○	支庁界



基本協定締結区間 大隅河川国道事務所：道路関係

